

松阪市消防団活動・安全管理マニュアル

～ 津波災害時 ～

松阪市消防団

平成26年 8月1日

津波災害時の松阪市消防団活動・安全管理マニュアル

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第2 津波ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって被害想定を事前に把握しておくことが重要であることから、津波ハザードマップの被害状況や避難経路等を把握しておく他、以下の内容について把握しておくこと。

(1) 津波避難対象地域〈津波浸水対象地域〉 別添図面

(津波警報発表時、避難勧告又は避難指示の対象となる地区の分団)

ア 松阪方面団 (分団名)

(中地区)	東分団	神戸分団	徳和分団	中央分団
(東地区)	朝見分団	機殿分団	西黒部分団	東黒部分団
	櫛田分団			
(北地区)	北分団	港分団	松ヶ崎分団	橋西分団

イ 嬉野方面団 (分団名)

豊田分団	中原分団			
------	------	--	--	--

ウ 三雲方面団 (分団名)

米ノ庄分団	天白分団	鵜分団	小野江分団	
-------	------	-----	-------	--

(2) 地域ごとの津波による被害想定 (沿岸評価点)

地 点 名	三重県 (2014) 過去最大クラス計算結果		参 考
	20cm 津波到達 時間 (分)	最大津波高 (m) (T P 上)	三重県 (2012)
松阪市碧川	62 分	3.1m	4.8m
松阪市三渡川	66 分	2.9m	4.7m
松阪市狹師漁港	61 分	3.4m	4.8m
松阪市松阪港	58 分	3.8m	5.1m
松阪市愛宕川・櫛田川	58 分	3.7m	5.0m
松阪市中川	54 分	3.8m	5.2m

(3) 避難先～退避先・避難所

松阪市避難所マップ（本庁版）（三雲・嬉野版）に記載
避難所一覧は、地域防災計画の共通編に記載

(4) 避難路

避難路は、概ね幅員 4 m の公道及び避難所に通じる道路等であって、避難圏域内の市民を迅速かつ安全に避難させることを可能とする道路。なお、避難路については、住民協議会を主とした地域での防災マップづくり等の活動においての選定を基本とする。

第 3 参集及び出動

(1) 津波警報発令時の参集場所は、地域防災計画の関係資料編に記載

消防団の非常体制参集場所（松阪方面団・嬉野方面団・三雲方面団）

(2) 出動は、複数人が参集した後、隊長の下、活動すること。

(3) 参集途上において、津波に巻き込まれないように、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルートに注意すること。

(4) 参集途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集し、参集場所から団本部へ報告を実施すること。

(5) 以下の装備を必要数配備し、出動する際は必ず着用し活動すること。

ア 活動服

イ 安全帽（白ヘルメット）

ウ 救助用半長靴（安全靴）

エ 耐切創性手袋（ケブラー手袋）

オ 救命胴衣

カ 携帯用無線機、トランシーバー

(6) 出動する際は、消防団本部、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、団員の生命に危険が及ぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、消防団本部へ報告すること。

第 4 消防団の活動と安全管理

(1) 全般的事項

ア 団本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間を判断し、団員に伝達する。

・関係機関連絡先

松阪地区広域消防組合消防本部	災害連絡先	0598(25)0119
----------------	-------	--------------

松阪警察署	災害連絡先	0598(53)0110
-------	-------	--------------

松阪市災害対策本部	災害連絡先	0598(53)4034
-----------	-------	--------------

イ 2 名以上として活動すること。

- ウ 分団長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自団の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として団員に指示すること。
- エ 分団長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。
- オ 分団長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに分団を速やかに安全なところに退避させること。
- カ 車両を離れる場合で、3名以上の分団の場合には、原則として1名を車両に残し、無線機による消防団本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。また、車両は直ちに退避できるよう停車位置や向きに留意すること。原則として無線機等を携帯し、ラジオ等からの津波情報にも十分留意すること。

第5 避難誘導、避難広報等

(1) 車両と共に活動する場合

- ア 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒すること。また、常に高台等への退避ルートを念頭において活動すること。
- イ 避難、誘導を事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は、迂回するとともに、事前に設定していた別ルートを選定する。

(2) 車両から離れて活動する場合

- ア 原則として、1名は車両で待機し、消防団本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行うこと。
- イ 車両はでき得る限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。
- ウ 車両から離れて活動する場合は、分団（2名以上）として行動し、隊員全員が必ずトランシーバーを携行し、携帯用無線機を持つ分団長とトランシーバーにて連絡をとること。なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動すること。

第6 退避ルールと情報伝達手段

(1) 退避ルール（緊急移動）

- ア 津波浸水対象地域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- イ 活動する場合においては、最上級指揮者が、「津波到達予想時刻」から「津波浸水対象地域外への移動時間」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、その時間内で活動を行うものとする。
- ウ 最上級指揮者は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

エ 退避ルールとして、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避（緊急移動）は、津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先する。

（２）情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンなども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

第 7 災害情報収集・伝達等

（１）活動資機材

携帯用無線機、トランシーバー、その他双方向の通信伝達手段を確保するための携帯電話、スマートフォン、タブレット等

（２）活用方法

ア 通信の原則

（ア）災害情報等は受信のみとする。

（イ）消防活動に係る重要情報を把握した場合は、緊急通信を行う。

イ 通信の優先順位

（ア）通信相互間が競合する場合は、情報伝達、指示命令、状況報告の順とする。

（イ）消防本部通信と消防団通信が競合する場合は、消防本部通信を優先する。

（ウ）緊急事態発生的重要情報を把握した場合は、通信の優先順位に関わらず、通信することができる。

30 分ルールの設定理由

- 1 過去最大クラスの南海トラフ巨大地震による沿岸評価点における 20cm 津波到達時間及び最大津波高は、松阪港で 58 分、最大津波高（m）（T.P. 上）3.8m である。（三重県 2014）
- 2 津波浸水深30cm到達時間分布図で、避難行動をとれなくなる目安とされている津波浸水深30cmの情報を基にした。
- 3 地盤沈下や防潮堤の損壊状況から津波到達時間が早まる可能性があること、及び退避時間を考慮して、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避（緊急移動）は、津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先する（30 分ルール）とした。